

令和8年度こども支援部事業概要



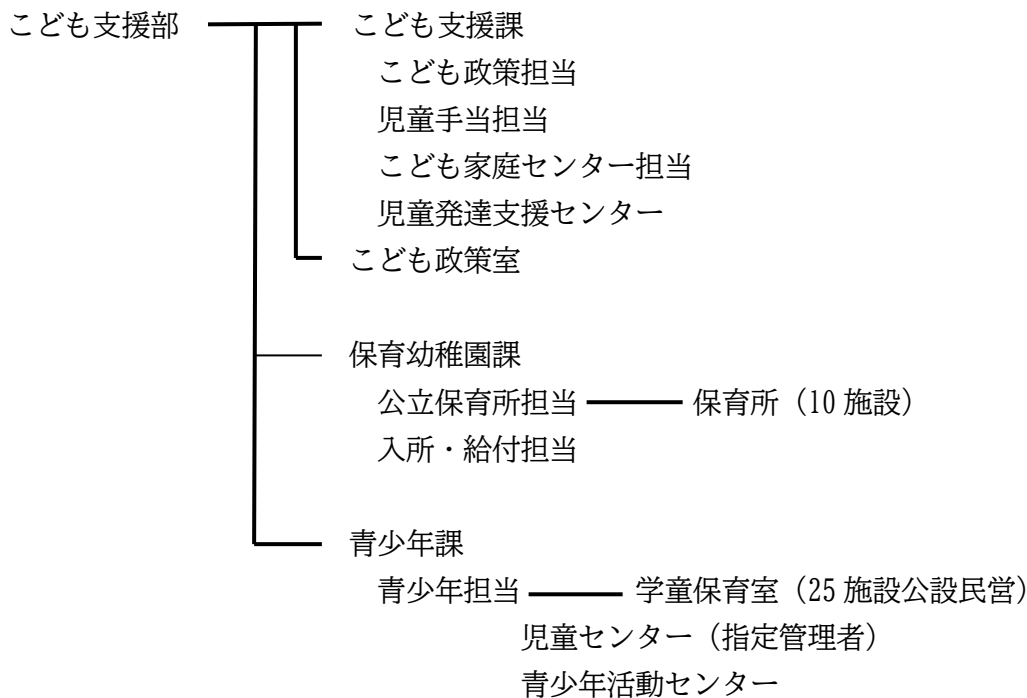
令和8年度



目 次

1	こども支援部の組織	2
2	計画について	2
3	児童相談に関すること	
	(1) こども家庭センター	3
	(2) 児童虐待防止の取組み	3
	(3) 養育支援訪問事業	4
	(4) ヤングケアラーへの支援	5
4	子育て支援に関すること	
	(1) 地域子育て支援拠点事業	7
	(2) 利用者支援事業	8
	(3) ファミリー・サポート・センター事業	9
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	10
	(5) 妊娠届出・母子健康手帳交付、産前産後ケア事業	10
	(6) ひとり親家庭等児童学習支援事業	11
	(7) 母子・父子家庭自立支援事業	12
	(8) 子どもの居場所づくり支援事業	12
5	手当等に関すること	
	(1) 児童扶養手当	13
	(2) 児童手当	13
	(3) 子ども医療費	14
6	児童発達支援に関すること	
	(1) 児童発達支援センター「ういず」	15
7	保育等に関すること	
	(1) 保育所（園）	19
	(2) 幼稚園	22
	(3) 幼児教育・保育の無償化	23
	(4) 学童保育室	23
8	青少年教育に関すること	
	(1) 放課後子ども教室	25
	(2) 青少年乳幼児等触れ合い体験事業	26
9	児童センター	
	(1) 児童センター	27
10	青少年活動センター	
	(1) 青少年活動センター	29

1 こども支援部の組織



2 計画について

○入間市こども計画

- ・令和 7 年度から 11 年度まで 5 年間の本市のこども施策の方向性を示した、こどもに関する総合的な計画である。
- ・策定にあたっては基礎調査として実施した「こども・子育て支援に関するニーズ調査」や「こどもの意識・生活に関する調査」の結果をふまつつ、ワークショップ等によるこどもの意見聴取も実施した。さらに、庁内組織による調整や、パブリックコメント、審議会に対する諮問答申を経て、策定した。
- ・各施策をライフステージごとにまとめたり、「やさしい版」として概要版を作成したりするなど、市民にとっても分かりやすい計画となっている。
- ・年度ごとに、施策・事業について点検評価し、計画の進捗管理を行う。

○入間市こども計画の位置づけ

- ・国のこども大綱を勘案し、こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画として位置づけている。
- ・また、次の 6 つの計画「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」「母子父子自立促進計画」「母子保健を含む成育医療等に関する計画」と一体的な計画として策定している。
- ・市の上位計画である「入間市総合計画」「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、並びに「元気ないるま福祉プラン」「入間市教育振興基本計画」「入間市障がい者福祉プラン」その他こどもの福祉や教育、保健に関する計画とも整合を図り、調和を保った計画としている。

3 児童相談に関すること

(1) こども家庭センター

①事業概要

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育て困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応していく。

②職員体制

- ・センター長：1名（課長） ・統括支援員：1名（保健師） ・保健師：2名
 - ・こども家庭支援員：4名 ・利用者支援専門員：1名 ・母子・父子自立支援員：1名
 - ・ヤングケアラー・コーディネーター：2名 ・事務職：6名（うち3名は社会福祉士）
- ※保健師および社会福祉士は虐待対応専門員を兼ねる

③業務内容

- ・家庭や地域の状況把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整、地域資源の開拓、要対協の調整機関、地域子育て相談機関の整備等、家庭支援事業の利用勧奨・措置、在宅指導支援措置に係る業務

④相談時間：月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

⑤相談件数： 10,030件（令和6年度） 10,381件（令和7年度）

(2) 児童虐待防止の取組み

■入間市要保護児童対策地域協議会 （児童福祉法第25の2）

①事業概要

要保護児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。）の適切な保護を図るため、必要な情報の交換及び支援の内容を協議し、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を図ることを目的とする。

②代表者会議 ： 年1回開催 構成機関：26 機関

③実務者会議 ： 毎月、原則第2火曜日に開催（令和7年度、12回開催） 構成機関：所沢児童相談所、狭山保健所、狭山警察署生活安全課、 駿河台大学、西埼玉中央病院、入間わかき高等特別支援学校、 埼玉県助産師会所沢地区、学校教育課、地域保健課、 障害者支援課、生活支援課、保育幼稚園課、青少年課、 こども支援課等

④ケース検討会議：必要に応じて随時開催（令和6年度 69回開催）

（令和7年度 104回開催）

構成機関：実務者会議のうち、かかわりのある担当者とその他の関係者
（保育所、学校、医療機関、民生委員 他）

■関係機関が主催する事業への参加

- ・乳幼児健診の未受診者で、養育支援が必要な家庭への家庭訪問の実施
- ・「ハイリスク母子に関する事例検討会（狭山保健所主催）」へ参加 等

■児童虐待防止の啓発活動

- ・春のこどもまんなか月間「こどもまんなか児童福祉週間」の啓発（4月下旬～5月上旬）
- ・秋のこどもまんなか月間「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」（11月）に広報特集・ポスターの掲示・リーフレットを配布。
- ・年6回、FM茶笛にて児童虐待防止のPR。
- ・秋のこどもまんなか月間で図書館本館に子どもに関する図書コーナーを設置。
- ・県立入間わかくさ高等特別支援学校生徒作成のオレンジリボンを配布。オレンジリボンキャンペーン時には、図書館本館や市民ホールでも配布。全職員はオレンジリボンを名札等に着用。その他、オレンジリボンライトアップ、パープルリボン・オレンジリボン合同キャンペーン等

（３）養育支援訪問事業

※児童福祉法第6条の3第5項、第21条の10の2

子ども・子育て支援法第59条第1項第8号

①事業概要

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等によって、子育てに不安や孤立感等を抱える家庭など養育支援が必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士、ホームヘルパーを派遣し、養育に関する相談、指導、助言、家事支援等を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減、適切な養育の実施を図る。

②対象家庭

- ・若年の妊婦又は妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等により妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭
- ・不適切な養育状態、虐待又はそのリスクを抱えており、特に支援が必要と認められる家庭
- ・児童養護施設等の退所又は里親への委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

③支援内容

支援プランに基づき、保健師・助産師・保育士・ホームヘルパーが訪問

支援期間：原則6か月以内

④支援別訪問回数

	訪問世帯数	合計訪問回数	助産師	ヘルパー	保育士
令和6年度	5	34	22	12	0
令和7年度	4	35	19	16	0

(4) ヤングケアラーへの支援

①事業概要

ヤングケアラーに対する理解を深めるための周知を図るとともに、ヤングケアラーが担う過度な家事等の負担を軽減するために必要な措置を講じる。

②支援の対象

過度な家事や家族等身近な者の世話等を担っていると認められるヤングケアラーが属し、事業を実施することによりヤングケアラーの生活状況及び家庭環境の改善が見込まれる家庭。

※ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を無償で提供する18歳未満の者をいう。

③支援の内容

- ・Whole（ホール）レスパイトの導入

（ヤングケアラーとその家族を一体的に、両者をつつみこんで（Whole）、外食やクリスマス会などを一緒に行う機会を提供する。）

- ・カスタマイズサポートの展開

（多彩な支援メニューを用意して組み合わせ、利用者ニーズにきめ細やかに応える。）

④潜在的ヤングケアラーの把握

- ・潜在的なヤングケアラーや未支援のヤングケアラーを3階層（予備群・要注意・未支援）に分類して把握

- ・行政情報（介護・障害）からの抽出データ（予備群リスト）と、そこに実態調査や情報提供により得られた情報を照合したデータ（要注意リスト）をシステムで管理し、定期的な状況確認（更新）を行う

⑤周知・啓発

学校、地域に出向き、出前講座やエスコートランナー講座を行い、周知・啓発の取組を通して学校・地域・行政がチームとなってヤングケアラーに伴走しながら支える、輪をひろげていく

⑥実施実績（令和7年度）

- ・令和7年度11月に「全国ヤングケアラー支援シンポジウム2025from入間」を実施し、市内外のヤングケアラー支援に関わる教職員、自治体職員等181名が参加。新たな施策を発表した。

- ・令和7年度は家事支援、学習支援を2世帯に実施。

- ・学校、関係機関向けに出前講座を4件、エスコートランナー講座を1件実施。

いるティエンナーレ 2024 応募作品から



4 子育て支援に関すること

(1) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法第59条第1号

①事業概要

親の就労の有無に関わらず、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者と妊婦が身近な場所に集い、相互交流や子育ての相談などができる子育て支援拠点を設置し、子育ての不安感・負担感の軽減を図り、子育て環境の整備を図る事業。

②実施内容

- ・子育て親子の交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施

③実施状況

- ・市内16か所に拠点を設置している。(常設拠点10か所、出張ひろば6か所) 社会福祉法人及びNPO法人等に運営を委託している。

④地域子育て支援拠点の多機能化

地域子育て支援拠点において、利用者支援事業、一時預かり事業を併せて実施する多機能型支援に取り組み、地域における総合的な子育てに関する支援拠点としての整備を図る。

⑤令和7年度実績

広場の名称	実施形態	開催日数	利用件数
子育て家庭支援センターあいくる	一般型・5日型	240日	5,749件
子育て支援センターあおぞら	一般型・5日型	237日	3,247件
子育て支援センターあおとり	一般型・5日型	236日	3,002件
子育て支援センターあけぼの	一般型・5日型	237日	4,671件
こどものくに保育園子育て支援センター	一般型・5日型	238日	3,272件
ChaCha Iruma 子育て支援センター	一般型・5日型	236日	3,828件
子育て支援センターあん	一般型・5日型	235日	6,985件
子育て支援センターちゃーむ(健康福祉センター内)	一般型・5日型	250日	6,471件
子育て支援センターむぎ	一般型・3～4日型	142日	2,171件
おやこの遊びひろば(児童センター内)	連携型・3～4日型	191日	10,837件
あいくる出張ひろば はびはび(藤沢地区センター)	出張ひろば	40日	1,022件
あいくる出張ひろば はびはび(金子地区センター)	出張ひろば	40日	743件
あいくる出張ひろば はびはび(武道館)	出張ひろば	49日	1,240件
あいくる出張ひろば はびはび(白髭神社)	出張ひろば	36日	630件
あいくる出張ひろば はびはび(藤沢地区センター藤の台)	出張ひろば	48日	1,015件
出張ちゃーむ(東藤沢地区センター)	出張ひろば	51日	1,224件
	合 計	2,506日	56,107件

(2) 利用者支援事業

①事業概要

こども又はその保護者の身近な場所において、子育て支援等に関する情報提供及び相談・助言を行い、個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援する。関係機関等と連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う。

②対象者

妊娠期から18歳未満の学齢期までを見据えたこどもとその保護者

③実施内容

(こども支援課内)

- ・市役所こども支援課で実施

来所、電話相談、児童センターや子育て支援センター、乳幼児健診会場にて出張相談、関係機関や地域との連携を行っている。

(地域子育て支援拠点)

- ・子育て家庭支援センターあいくる
- ・子育て支援センターあけぼの
- ・子育て支援センターあおいとり
- ・子育て支援センターあん
- ・子育て支援センターちゃーむ

④令和7年度実施状況

こども支援課		子育て家庭支援センターあいくる	
相談件数(合計)	531件	相談件数(合計)	549件
内訳	来所	内訳	来所
	134件		474件
	電話		電話
	274件		37件
	訪問		訪問
	13件		未実施
	出張相談		出張相談
	77件		1件
	メール等		メール等
	33件		37件

子育て支援センターあけぼの		子育て支援センターあおいとり	
相談件数(合計)	194件	相談件数(合計)	168件
内訳	来所	内訳	来所
	189件		128件
	電話		電話
	4件		25件
	訪問		訪問
	未実施		未実施
	出張相談		出張相談
	0件		13件
	メール等		メール等
	1件		2件

子育て支援センターあん		子育て支援センターちゃーむ	
相談件数(合計)	570件	相談件数(合計)	127件
内訳	来所	内訳	来所
	564件		124件
	電話		電話
	4件		0件
	訪問		訪問
	未実施		未実施
	出張相談		出張相談
	2件		0件
	メール等		メール等
	0件		3件

(3) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ファミリー・サポート・センター事業（基本事業）

①事業概要

子育ての援助を受けたい「利用会員」と、子育ての援助を行う「提供会員」の相互援助活動として、会員間の調整事業を業務委託により実施。育児と仕事を両立させるための環境整備と、安心して子育てができるまちづくりを目的とするもの。

②実施内容（対象年齢：0歳から小学校6年生まで）

- ・主な援助活動内容は、「保育所・幼稚園への迎え及び帰宅後の預かり」「学童保育室への迎え及び帰宅後の預かり」「こどもの習い事等の送迎」等。
- ・提供会員講習会、ファミサポまつり、ファミサポだよりの発行等のPR活動の実施。

③利用料

平日	午前7時～午後7時	1時間 700円
	上記以外	1時間 800円
土日・祝日・年末年始	終日	1時間 800円

④活動実績

年度	利用会員	提供会員	両方会員	会員総数	活動回数
令和7年度	949人	445人	29人	1,423人	4,787回
令和6年度	928人	437人	29人	1,394人	5,561回

○子育て緊急サポート事業（病児・緊急対応強化事業）

①事業概要

急を要する送迎及び預かり、病児病後児の預かり等の援助を希望する方（利用会員）と、当該援助を行いたい方（サポート会員）を組織し、会員同士による相互援助活動を通じ、安心して子育てできる環境を整備するもの。

②実施内容（対象年齢：0歳から小学校6年生まで）

- ・急を要する送迎及びその後の預かり
- ・病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり（病児の宿泊は不可）
- ・その他児童の保育にかかる緊急に必要な援助（当日の依頼可能）

③利用料

8時～20時	1時間 1,000円
20時～8時	1時間 1,200円
宿泊	一泊 10,000円

④活動実績

年度	利用会員	サポート会員	会員総数	活動回数
令和7年度	284人	23人	207人	45回
令和6年度	257人	21人	278人	92回

○子育て援助活動支援事業利用料助成（ファミサポ・緊急サポ利用料助成）

①事業概要

子育てしやすい環境整備の一貫として、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業利用料のそれぞれ2分の1の金額（各上限月10,000円）を助成。

②対象者

- ・生活保護世帯及び住民税非課税世帯
- ・2人以上の子どもを預けた世帯

③令和7年度実績：助成件数 131 件 424,160 円

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

保護者が疾病、疲労、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で児童を養育することができない場合の緊急措置として、一時的に子どもを養護施設・協力家庭（里親・保育士）で預かる事業。

②実施内容

- ・平成21年度から児童養護施設 同仁学院（日高市）に委託。
- ・令和2年度から里親または保育士でも事業を実施することができたこととなった。

③利用実績

令和6年度利用実績：1人【里親1件 延べ21日】

令和7年度利用実績：4人【里親2件 延べ39日】

(5) 妊娠届出・母子健康手帳の交付、産前産後ケア事業

①事業概要

妊娠・出産・子育ての包括的支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境を整備することで、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う。

②実施場所

- ・地域保健課（健康福祉センター内）
- ・こども支援課（市役所内）

※令和6年度から地区センターでの妊娠届出・母子健康手帳の交付を廃止。

③実施内容

妊娠・出産・産後

- ・すべての妊婦の状況把握するため、母子健康手帳交付時の面接及びアンケートを実施
- ・保健師、助産師等による妊娠、出産及び育児に関する相談や情報提供
- ・産前・産後ヘルパー派遣事業
ホームヘルパーを派遣し、家事や育児のサポートを行う。
- ・訪問型産前・産後ケア事業

助産師が訪問し、母乳ケア、心身のケア、育児指導等を行う。

・宿泊型産後ケア事業

医療機関に宿泊し、母体の回復、母乳ケア育児指導等を行う。

・通所型産後ケア事業

産後ケア施設に日帰り入所し、母体の休養及び育児指導等を行う。

子育て期

- ・利用者支援専門員を配置し、子育てに関する総合的相談に対応。
- ・保育施設やその他の地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行い、必要な支援につなげる。

産前・産後ケア事業の内訳

	訪問型産前・ 産後ケア事業		産前・産後ヘルパ ー派遣事業		宿泊型産後 ケア事業		通所型産後 ケア事業	
令和6年度	13名	13回	11名	114.5時間	14名	44日	13名	22回
令和7年度	21名	38回	7名	17.5時間	12名	46日	15名	24回

妊娠届出・母子健康手帳交付者の内訳

	いるティーきつずふじさわ (健康福祉センター)	いるティーきつずとよおか (市役所)	合 計
令和6年度	265名	373名	638名
令和7年度	261名	323名	584名

(6) ひとり親家庭等児童学習支援事業

①事業概要

ひとり親家庭のこどもを対象に、学習意欲と学習能力を高めるため、学習支援を実施し、ひとり親家庭の教育に係る負担軽減と貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。

②対象者

ひとり親家庭の児童のうち、児童扶養手当を受給している世帯の中学生、高校生

③実施内容

- ・彩の国子ども・若者支援ネットワークに事業を委託。
- ・教員OB、大学生等のボランティアによる学習方法の助言、勉強の手伝いを行う。
- ・3か所の公共施設で週1回ずつ、午後6時から午後8時まで開催。

④ひとり親家庭教室参加状況

※訪問数とは、教室に参加しない期間が長くなった生徒等について、家庭等に訪問した数

	中学生	高校生等	合計	教室延べ参加者	訪問数
令和6年度	62名	23名	85名	2,523名	349件
令和7年度	52名	31名	83名	2,289名	339件

(7) 母子・父子家庭自立支援事業

①事業概要

ひとり親家庭の母・父が、収入面・雇用条件面でより良い職業（定職）に就くことができるように支援することで、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ることを目的とする。

②実施内容

- ・自立支援教育訓練給付金（一般教育給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金）
職業能力開発のための講座（医療事務、簿記、情報処理などの職業能力開発のための講座）を受講するものに対して、受講料の一部を支給する。
- ・高等職業訓練促進給付金
6月以上の養成機関で修業する場合、生活費の負担を軽減し、資格取得を容易にすることを目的とし、看護師、介護福祉士、保育士などの修業期間中給付金を支給する。
- ・高等職業訓練修了支援給付金
高等職業訓練修了支援金を修了後に支給する。

③事業実施件数

	自立支援教育 訓練給付金	高等職業訓練 促進給付金	高等職業訓練 修了支援金
令和6年度	3名	17名	4名
令和7年度	2名	15名	7名

(8) 子どもの居場所づくり支援事業

①事業概要

- ・こどもが居心地の良さを感じる空間や人との関係性を地域と連携し、全てのこどもに寄り添った居場所づくりを支援する。
- ・困窮したこどもの生活を支援し、こどもがいつでも大人に助けを求め、支援を受けることができる地域社会をつくることを目的として、生活支援事業を実施する者に対して補助金（入間市地域こどもの生活支援強化事業補助金）を交付する。

②実施内容

- ・関連課と連携し、児童センターや地区センター等の公共施設を中心に居場所を確保するとともに、こどもの居場所を担う支援者との連携を強化する。
- ・食料やこども用品の提供等の実施経験がある事業者からの申請に基づき、こどもへの無償支援、相談先等の情報提供、支援機関への接続などを行う事業に要する経費を補助する。

5 手当等に関する事

(1) 児童扶養手当

※児童扶養手当法に基づく

①目的

ひとり親家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

②支給対象

次のいずれかに該当するこども（18歳になった年の年度末まで）、または、一定の障がいのある子ども（20歳未満）を養育している、ひとり親家庭。

- ・父母が離婚した子ども
- ・父親または母親が死亡した子ども
- ・父親または母親に一定基準以上の重度の障がいがある子ども 等

③支給額等

（全部支給）1人：月額46,690円 2人目加算額：月額11,030円

（一部支給）本人又は扶養義務者の所得により変動する。

1人：月額46,680円～11,010円

2人目加算額：月額11,020円～5,520円

- ・奇数月に前2か月分を支給（年6回）

④令和6年度支給額、 支給対象者（年度末）
455,999千円 833人

(2) 児童手当

※児童手当法に基づく

①目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

②支給対象

満18歳年度末までの国内に住所を有する児童を養育している方

③支給額等

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上、満18歳年度末まで	10,000円（第3子以降は30,000円）

年6回（12月、2月、4月、6月、8月、10月）支給

④令和6年度支給額、 支給対象者（年度末）
2,463,555千円 16,075人

(3) 子ども医療費

埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱

※入間市子ども医療費支給に関する条例、施行規則に基づく

①目 的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

②内 容

- ・医療保険制度に基づき支払った医療費、入院に要する医療費を市が負担するもの。
- ・なお、県内の指定医療機関を受診した場合、「子ども医療費受給資格証」と「健康保険証」を窓口に提出することで、医療費の支払いがなくなる。
- ・通院・入院：満18歳年度末まで

③令和6年度支給額、 支給対象者（年度末）

476,741 千円

16,003 人



いるティエンナーレ 2024 応募作品から

6 児童発達支援に關すること

(1) 児童発達支援センター「ういず」

※児童福祉法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
入間市児童発達支援センター条例

■事業概要

心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもに対する支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として、①相談支援、②児童発達支援、③地域支援の3つの事業を行う。

こどもとその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、18歳まで切れ目なく一貫して支援する。

①相談支援事業

・相談支援

対象：心身の発達に気がかりや障がいのある18歳未満の児童・家族・地域の支援機関
内容：こだわりが強い、極端に不器用、ことばがゆっくり、就学や学校生活に関する相談を受け、傾聴や助言、専門相談の案内、関係機関の紹介を行う。

担当職員：心理士等

・専門相談

対象：心身の発達に気がかりや障がいのある18歳未満の児童・家族・地域の支援機関
内容：相談支援の受付後、臨床心理士または公認心理師・作業療法士・言語聴覚士・医師による発達に関する専門的な助言

担当職員：心理士等・作業療法士・言語聴覚士・医師

・障がい児相談支援（計画相談支援）

対象：児童発達支援等の障がい福祉サービス利用者
内容：児童発達支援等のサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援
担当職員：相談支援専門員

利用時間：いずれも平日午前8時30分～午後5時15分（祝休日・年末年始を除く）

・2か月に1回程度の休日相談会

・相談支援にかかる情報の管理

・相談者の支援にかかる情報管理、支援機関間での引き継ぎ、縦や横の連携で情報を共有

相談受付件数（令和8年3月31日現在 延べ対応件数）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	70	108	99	111	115	92	92	88	68	48	52	52	995

相談対象の年齢層（令和８年３月３１日現在 延べ対応件数）

年齢層	未就学児	小学生	中学生	高校生	18歳以上	不明	合計
件数	642	275	55	22	0	1	995

相談内容（令和８年３月３１日現在 延べ対応件数）

相談の種類	件数	相談事例
療育	184	転入による療育継続希望、療育につなげたいなど
学習支援	18	学習に関する相談など
不登校	53	学校に行きたくない、心理相談など
就学相談	9	就学先の検討、保育所での観察
発達について	568	言葉の遅れ、話が聞けないなど
施設支援	50	集団行動に入れないなど
その他	113	医療的ケア児についてなど
計	995	

②児童発達支援事業

・児童発達支援「元気キッズ」

対 象：心身の発達に気がかりや障がいのある未就学児童

内 容：・０～２歳児（親子通所 みどり組）

週１～２回通所（１日当たり定員 ５人）

利用時間：午前９時３０分～午後３時

・３～５歳児（単独通所 きいろ・あお組）

週１～５回通所（１日当たり定員 １６人）

利用時間：午前９時～午後３時

・重症心身障がい児等（親子通所 ピンク組）

週１～２回通所（１日当たり定員 ５人）

利用時間：午前９時３０分～午後３時

担当職員：管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、看護師

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

※「幼児教育・保育の無償化」の対象となる事業については、満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間を対象に、利用者負担金が無償化

・保育所等訪問支援

対 象：集団生活への適応に支援が必要な１８歳未満の児童

内 容：市内保育所（園）・幼稚園、小学校、学童保育室、特別支援学校等への訪問支援

担当職員：訪問支援員

利用時間：月１～２回 平日（１回２～３時間）

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

※「幼児教育・保育の無償化」の対象となる事業については、満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間を対象に、利用者負担金が無償化

・日中一時支援

対 象：心身の発達に気がかりや障がいのある 18 歳未満の児童

内 容：就学後の継続支援や保護者のレスパイト対応

担当職員：保育士、児童指導員、看護師

利用時間：平日午後 3 時～午後 6 時

利用者負担：所得等に応じた自己負担あり

在籍児童数(令和 8 年 3 月 31 日現在 実数)

年齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
クラス	ピンク (重症心身障がい児・医療的 ケア児等・親子通所)	0	0	0	0	0	0	0
	みどり (0～2 歳・親子通所)	0	3	13	1	0	1	18
	きいろ (3～5 歳・単独通所)	0	0	0	5	8	4	17
	あお (3～5 歳・単独通所)	0	0	0	4	4	11	19
合計		0	3	13	10	12	16	54

在籍児童数 (令和 8 年 3 月 31 日現在 延べ人数)

年齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
利用曜日	月曜日	0	2	2	1	5	6	16
	火曜日	0	0	5	3	4	8	20
	水曜日	0	0	5	4	5	6	20
	木曜日	0	1	3	2	5	7	18
	金曜日	0	1	3	1	5	6	16
合計		0	4	18	11	24	33	90

利用実績 (令和 8 年 3 月 31 日現在 延べ人数)

利用月	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
4 月	0	0	17	25	45	84	171
5 月	0	6	22	45	68	104	245
6 月	0	6	34	28	65	103	236
7 月	0	4	37	45	75	103	264
8 月	0	2	19	23	31	52	127
9 月	0	7	35	32	60	83	217
10 月	0	14	45	36	72	100	267
11 月	0	11	36	31	56	82	216
12 月	0	12	47	37	58	77	231

1月	0	11	54	36	57	82	240
2月	0	10	51	27	44	58	190
3月	0	8	40	23	42	67	180
合計	0	91	437	388	673	995	2,584

保育所等訪問支援（令和8年3月31日現在）

訪問先施設	登録 児童数	延利用児童数				
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
保育所・保育園	2	0	0	1	0	1
幼稚園	1	1	0	0	1	2
認定こども園	1	0	1	0	0	1
小学校	5	0	1	3	0	4
学童保育室	0	0	0	0	0	0
計	9	1	2	4	1	8

③地域支援事業

(1) 地域支援

庁内関係課、地域の支援機関、関係団体との連携・協力、スーパーバイズ・コンサルテーション、地域におけるインクルージョンの推進

- ・関係機関連絡会の開催
- ・市内保育所（園）、幼稚園への施設支援
- ・発達支援講座（CLM 研修）の開催

(2) 家族支援

保護者の精神面の安定や育児環境を整えることを目的とした、保護者やきょうだいを含めた家族の支援

- ・親支援講座の開催（教育委員会共催）
- ・就学を考える会の開催
- ・保護者交流会の開催
- ・休日施設開放の実施

(3) 普及啓発

発達や障がいに関する知識の普及啓発、小中高生向け支援

- ・世界自閉症啓発デーに伴うブルーライトアップの実施
- ・SST（ソーシャルスキルトレーニング）出前講座の開催
- ・中高生向け夏休み SST（ソーシャルスキルトレーニング）講座の開催

7 保育等に関すること

(1) 保育所(園)

※児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づく

- ・施設型給付事業（幼稚園、認定こども園、保育所）
- ・地域型保育給付事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

保育の実施について

①市町村は仕事や病気などのため、乳幼児の保育が必要な場合に保育を行う。

保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性（1号認定、2号認定、3号認定）、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）を認定。

また、入間市の利用調整基準表に基づき保護者の状況などに応じ、保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行う。

②教育・保育認定

認定区分		年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	教育認定	3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園（教育部分）
2号認定	保育認定	3歳以上	あり	保育所・認定こども園（保育所部分）
3号認定	保育認定	3歳未満	あり	保育所・地域型保育事業

③保育認定の事由

1	就労	5	災害復旧	9	育児休業中
2	妊娠・出産	6	求職活動	10	その他
3	保護者の疾病・障がい	7	就学		
4	家族の介護・看護	8	虐待・DV等		

④保育施設

- ・施設型給付事業 定員20人以上の保育施設（県が認可）
- ・地域型保育給付事業 小規模な保育施設（定員20人未満、0～2才児が入所対象）

※「地域型保育事業」には、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業があり、地域型保育給付の対象施設として市が認可する。



⑤市内保育施設

●保育施設等

		施設名	利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
保育所 保育園 認可園 小規模 (34)	公立 (10)	豊岡保育所	150	0	12	18	40	40	40
		金子第一保育所	120	0	12	12	32	32	32
		金子第二保育所	84	0	8	8	16	26	26
		藤沢保育所	120	6	12	20	22	30	30
		藤沢第二保育所	120	6	16	20	28	25	25
		宮寺保育所	120	0	12	12	32	32	32
		二本木保育所	60	0	6	6	15	16	17
		東金子保育所	90	4	4	10	18	27	27
		高倉保育所	90	0	9	9	24	24	24
		西武中央保育所	90	0	9	9	18	27	27
		小計	1,044	16	100	124	245	279	280
	民間 (14)	豊岡保育園	80	3	12	15	15	15	20
		あけぼの保育園	120	15	15	20	20	25	25
		いるま保育園	120	4	4	16	32	32	32
		こどものくに保育園	90	9	12	12	15	21	21
		ゆりかご保育園	120	12	16	22	22	24	24
		しらさぎ保育園	90	9	12	15	18	18	18
		ChaCha Children Iruma	120	16	16	17	20	25	26
		あけぼの保育園分園	29	0	9	5	5	5	5
		わかばの森保育園	20	0	8	12	0	0	0
		杏ほいくえん	90	9	12	12	17	20	20
		木の実保育園	69	9	12	12	12	12	12
		むさしっこ保育園	68	8	12	12	12	12	12
		どろんこ保育園	70	8	12	12	12	12	14
		黒須保育園	60	3	8	10	13	13	13
		小計	1,146	105	160	192	213	234	242
	認定こども園 (2)	おおぎこども園 (保育)	120	14	18	22	22	22	22
		おおぎこども園 (教育)	15				5	5	5
		おおぎ第二こども園 (保育)	60	10	10	10	10	10	10
		おおぎ第二こども園 (教育)	15				5	5	5
		小計	210	24	28	32	42	42	42
	小規模 (8)	すくすく保育園	19	6	6	7			
		おひさま保育園	11	1	5	5			
		武蔵藤沢めぐみ保育園	16	5	5	6			
		みつばち保育園	19	3	8	8			
		夢の森ほのぼのハニー保育園	19	3	8	8			
		スクルドエンジェル保育園久保稲荷園	19	6	6	7			
		むさし保育園	19	6	6	7			
		ひまわり保育園ジョンソントウン園	12	3	4	5			
		小計	134	33	48	53			
	保育所 (園) 全体		2,534	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
				178	336	401	500	555	564
				0歳～2歳			3歳～5歳		
				915			1,619		

⑥入所の状況

		令和7年4月1日現在				令和8年4月1日現在			
保育所	区分	施設数	定員	在籍児	充足率	施設数	定員	在籍児	充足率
	公立保育所	10	1,044	622	59.57%	10	1,044	597	57.18%
	民間保育園	14	1,146	1,087	94.85%	14	1,146	1,050	91.62%
	小計	24	2,190	1,709	78.04%	24	2,190	1,647	75.21%
認定こども園	保育部分	2	210	203	96.67%	2	210	200	95.24%
地域型保育	小規模保育A型	7	122	106	86.89%	8	134	114	85.07%
合 計		33	2,522	2,018	80.0%	34	2,534	1,961	77.38%

⑦待機児童数（各年4月1日現在）

年度	入所していない児童数	うち待機児童数	内 訳				
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
令和6年度	88人	8人	0人	5人	3人	0人	0人
令和7年度	90人	17人	0人	13人	4人	0人	0人

⑧保育料

- ・ 保育所(園)の運営に要する経費は、国・県・市及び保護者(保育料)で分担することになっており、保護者の分担する保育料は、保護者の市民税額に応じた額を設定している。
- ・ 保育料決定は年2回。(3月(4月～8月分)、8月(9月～翌3月分))
- ・ 4月～8月分は前年度、9月～翌3月分は当年度の市民税額から算定。
- ・ 保育認定(2・3号認定)は21階層。

⑨子育て支援事業

- ・ 延長保育事業：民間保育園11園、認定こども園2園・小規模保育A型5園の18施設
- ・ 一時預かり事業：公立保育所2所・民間保育園3園、認定こども園1園、小規模保育A型4園の10施設
- ・ 休日保育事業：みつばち保育園
- ・ 病後児保育事業：武蔵藤沢めぐみ保育園
- ・ 乳児等通園支援事業：むさし保育園
(こども誰でも通園制度)



⑩認可外保育施設（８施設）

施設名	所在地区	定員
チャイルドホップ幼児教室	豊岡	特に定めていない
豊岡第一病院こぼと保育園	豊岡	17 人
原田病院なかよし保育園	豊岡	8 人
ヤクルト キッズランド上藤沢	藤沢	32 人
小林病院保育室	宮寺・二本木	保育士等の状況による
㈱啓和運輸きばふるいるま	宮寺・二本木	11 人
永仁会保育園	宮寺・二本木	19 人
西武入間病院保育室	西武	12 人

※その他、居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）６名の届出あり

（２）幼稚園

※学校教育法に基づく

【市役所における所管】

・私立幼稚園：こども支援部保育幼稚園課

①市内幼稚園

	施設名	所在地区	定員
私立	1 めぐみ幼稚園	東金子	320 人
	2 元加治幼稚園	西武	280 人
	3 わかばの森幼稚園	藤沢	240 人
	4 若杉幼稚園	藤沢	280 人
	5 角栄幼稚園	藤沢	90 人
	6 いるま幼稚園	豊岡	312 人
	7 白梅幼稚園	藤沢	240 人
	8 あんず幼稚園	西武	200 人

②入園状況

	令和７年５月１日現在						
幼稚園	区分	施設数	定員	在籍児	市内児	他市児	充足率
	私立	8	1,962	1,227	1,097	130	62.54%

※毎年５月１日現在の人数が国等に報告される基礎情報となるため、令和８年５月１日時点の数値は、次回、報告いたします。

(3) 幼児教育・保育の無償化

※子ども子育て支援法に基づく

①対象となる施設・サービス

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の保育料
- ・認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

②対象者・利用料

○幼稚園、保育所、認定こども園

- ・3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化
- ・0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象
- ・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、月額上限2.57万円まで無償化

○幼稚園及び認定こども園（教育部分）の預かり保育の利用料

- ・保育の必要性があると認定を受けた場合は、月額上限1.13万円まで無償化

○認可外保育施設等

- ・保育の必要性があると認定を受けた場合は、月額上限3.7万円まで無償化

○幼稚園の副食費

- ・在籍している子どもに小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる世帯、市民税所得割額の世帯合計額が77,101円未満の世帯、生活保護世帯等を対象とし、月額上限4,900円まで補助。

○特定教育・保育施設の日用品費

- ・特定教育・保育施設に在籍する子どもで生活保護世帯を対象とし、月額上限2,700円まで補助。

(4) 学童保育室

※学童保育室の設置根拠：児童福祉法第6条3の第2項

①事業概要

保護者の就労等により常時留守となる家庭や病人の介護等により、家庭で十分に保育することができない児童(小学1～6年生)の心身の健全な育成を図るため、学童保育室を開設している。

学童保育室は、児童のくつろぎの場であり、児童がお互いにいたり、助け合いながら生活する場であるとともに「放課後児童支援員」が児童と一緒に遊ぶ等、家庭的な雰囲気の中で保育にあたる施設である。

②設置場所

市内小学校16校に学童保育室28施設を設置（うち、3施設は民間学童保育室）

- ・校舎内＝9施設（藤沢東、宮寺、新久、東町・東町第二、豊岡・豊岡第二、東金子、高倉）
- ・校地内＝13施設（藤沢、金子・金子第二、狭山、藤沢東第二、藤沢南・藤沢南第二、仏子、西武・西武第二、藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三）
- ・校 外＝3施設（黒須、扇・扇第二）

・校外(民間学童) = 3 施設 (藤沢小学校区 アフタールーム「チポリーノ」、扇小学校区 民間学童保育室 LEGATO、西武小学校区 民間学童スキップキッズ)

※令和 3 年度から、金子・金子第二学童保育室、令和 4 年度から、藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三学童保育室、令和 8 年度から全ての公設学童保育室の管理運営を業務委託している。

③保育時間

- ・平 日 放課後 ～午後 7 時
- ・土曜日、学校休業日 . . 午前 7 時 30 分～午後 7 時

④入室児童数

(各年 4 月 1 日現在 単位：人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
令和 6 年度	382	312	273	110	39	11	1,127
令和 7 年度	405	366	265	110	31	13	1,190
令和 8 年度	402	354	294	118	44	12	1,224

⑤待機児童数

(各年 4 月 1 日現在 単位：人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
令和 6 年度	0	0	0	26	6	3	35
令和 7 年度	0	0	0	73	11	3	87
令和 8 年度	0	0	0	17	4	0	21

※平成 27 年度の児童福祉法の改正により、小学 3 年生までであった入室対象が小学 6 年生までに拡大された。また、入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 27 年 4 月 1 日施行) により、各学童の支援の単位をおおむね 40 人として運営している。

⑥保育料

- ・保育料
月額 10,000 円 (令和 8 年 4 月改正)
- ・傷害保険料保護者負担金 (令和 3 年 4 月導入)
1,000 円／年

※生活保護を受けている世帯や市民税の非課税世帯には、減免制度がある。

8 青少年教育に関すること

(1) 放課後子ども教室

①事業概要

小学校の余裕教室を活用して、平日の放課後に子どもたち（小学1～6年生）に、地域住民（コーディネーター・サポーター・ボランティア）の協力により、多様な学習・体験・交流活動を提供する事業。

少子化、核家族化の進行、就労形態の多様化、家庭及び地域の子育て機能、教育力の低下等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、次世代を担う子どもたちの健全な育成の推進を目的として平成27年度2学期から実施している。

②実施場所及び実施日時、参加者数

※放課後から午後5時までの間、週1～2日実施。

※令和元年度2学期から市内小学校16校で実施。

③参加者数

（単位：延べ人数）

	実施場所	実施日	5年度	6年度	7年度
1	西武	月・木	880（44回）	800（40回）	680（36回）
2	高倉	金	300（20回）	330（22回）	390（26回）
3	東金子	金	440（20回）	320（16回）	360（18回）
4	宮寺	月	390（26回）	330（22回）	345（23回）
5	黒須	金	345（22回）	375（25回）	360（24回）
6	東町	火	465（31回）	390（26回）	375（25回）
7	仏子	水	460（23回）	440（22回）	340（17回）
8	新久	月	510（21回）	365（16回）	405（18回）
9	金子	木	460（23回）	460（23回）	476（23回）
10	豊岡	木・金	637（49回）	630（45回）	574（41回）
11	藤沢	木	390（26回）	376（24回）	416（26回）
12	狭山	水	371（23回）	368（23回）	242（15回）
13	藤沢北	月	392（23回）	392（21回）	440（22回）
14	藤沢東	水	288（18回）	360（20回）	454（23回）
15	藤沢南	月	368（23回）	336（21回）	330（19回）
16	扇	月	390（26回）	270（17回）	345（23回）
計			7,086（418回）	6,542（383回）	6,532（379回）

④参加費等

参加費については基本的に無料であるが、プログラムの内容により教材費の負担が必要な場合がある。また、万が一の怪我に備え、傷害保険料を徴収している。

帰宅時は、必ず保護者等のお迎えが必要である。

(2) 青少年乳幼児等触れ合い体験事業

①事業概要

青少年が乳幼児等と触れ合う体験活動を行う事業を実施する者に対し、補助金を交付することによって、青少年がこどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにし、次世代の育成を推進することを目的としている。

補助対象事業として、市内中学校や高等学校の生徒を対象に、助産師又は保健師等の指導のもと、乳幼児と触れ合い、遊び、世話をし、その保護者と育児や出産等についての話、妊婦として経験したことについての話をするなどの体験を行う事業を平成 30 年度から実施している。

令和 7 年度からは、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、事業の充実を図っている。

②実施場所及び実施日、参加者数

※令和 7 年度は、市内中学校 9 校、県立入間向陽高等学校及び入間わかき高等支援学校で実施

(単位：人)

	実施場所	実施日(7 年度)	5 年度	6 年度	7 年度
1	豊岡中	3/4	103 (3 年生)	84 (3 年生)	97 (3 年生)
2	金子中	11/10		59 (3 年生)	60 (3 年生)
3	武蔵中	6/3、6/6	105 (3 年生)	98 (3 年生)	99 (3 年生)
4	藤沢中	6/30、7/1	189 (2 年生)	201 (2 年生)	172 (2 年生)
5	西武中		56 (3 年生)	41 (3 年生)	
6	向原中	11/12、11/17	141 (2 年生)	160 (2 年生)	148 (2 年生)
7	黒須中	3/2	95 (3 年生)	78 (3 年生)	84 (3 年生)
8	東金子中	11/18	103 (3 年生)	90 (3 年生)	96 (3 年生)
9	上藤沢中	6/9、6/12	150 (3 年生)	140 (3 年生)	131 (3 年生)
10	東町中	3/9	79 (3 年生)	62 (3 年生)	77 (3 年生)
11	野田中		120 (2 年生)	112 (2 年生)	
12	向陽高	12/1、1/15	49 (3 年生)	66 (3 年生)	27 (3 年生)
13	わかき高	2/27			62 (3 年生)
計			1,190 (17 回)	1,191 (17 回)	1,053 (16 回)

※上記の他、所属学級に通うことができず、相談室登校をする生徒向けに数回実施している。一般クラスの生徒と乳幼児親子の触れ合いも可能としているため、一般の生徒が相談室に出向く機会にもなっている。

9 児童センター

(1) 児童センター

※設置根拠：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項

①施設概要

児童センターには、障がいの有無にかかわらずみんなが仲良く遊ぶ部屋「おもちゃ図書館」をはじめ、幼児が遊び親子や親同士がふれあえる「幼児室」、貸出おもちゃで遊んだりイベントを行ったりする「展示ホール」、運動のできる「遊戯室」、また、120 席を有する「プラネタリウム室」や無線通信のできる「無線室」、大型望遠鏡が設置されている「天体観測室」等があり、児童はもちろんのこと、幼児から大人まで楽しく遊ぶことができる施設である。

子どもたちに遊びや科学の学習を通して生活体験の機会を増大させることにより、人間性豊かな、心身ともに健康な児童の育成を図ることを目的としている。

また、平成 30 年度より、市民サービスの向上、コスト削減等を図り効果的な児童センターの施設運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

児童センターの愛称は「アイクス」。

※愛称の由来 Iruma Kids Space（入間の子ども広場）の頭文字。

②所在地

入間市向陽台一丁目 1 番地 6

③開館時間

午前 9 時～午後 6 時

④休館日

- ・毎週月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌火曜日
- ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

⑤ 令和 7 年度月別利用者数一覧表

（単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	本年度計	前年度
幼児	2,243	2,279	2,725	2,872	3,383	2,755	3,627	2,378	2,331	2,550	2,203	3,095	32,441	30,437
小学	3,068	2,638	3,534	4,008	3,918	2,885	3,478	1,963	2,020	2,325	1,729	2,919	34,485	38,055
中学	1,210	616	408	1,426	1,134	728	972	906	1,047	930	815	1,637	11,829	9,616
高校	193	86	136	264	227	68	169	134	243	95	417	168	2,200	1,499
一般	2,909	3,092	3,497	3,897	4,678	3,292	4,142	2,856	2,644	2,867	2,698	3,795	40,367	38,073
合計	9,623	8,711	10,300	12,467	13,340	9,728	12,388	8,237	8,285	8,767	7,862	11,614	121,322	117,680
市外	2,484	2,207	2,589	2,956	4,383	2,486	2,417	1,742	1,666	1,990	1,861	2,962	29,743	27,446
開館日	26	27	25	27	27	25	27	25	24	23	24	26	306	304
一日平均	370	323	412	462	494	389	459	329	345	381	328	447	396	387

⑥ 令和7年度プラネタリウム月別観覧者数一覧表

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	本年度計	前年度
幼 児	163	244	311	210	326	185	141	94	113	193	92	164	2,236	2,752
児 童	225	232	587	346	505	273	353	190	121	153	82	120	3,187	4,198
大 人	249	405	360	449	608	300	241	214	211	180	209	242	3,668	3,971
合 計	637	881	1,258	1,005	1,439	758	735	498	445	526	383	526	9,091	10,921
投影回数	40	45	54	52	61	44	45	40	36	40	31	42	530	550

投影日：火曜～金曜（午後3時） 土曜・日曜日、祝日（午前11時・午後3時）

観覧料： こども（小・中学生、高校生）50円、おとな 100円

⑦事業概要

(1) 児童の健全育成・健康増進のための事業

すべての児童を対象に、年齢に応じた事業を実施することにより、児童の健全育成・健康増進を図っている。

ア 自主運営事業、行事活動等の充実

おもちゃの貸し出し、幼児向け事業、地域子育て支援拠点事業など。

イ 居場所づくり事業の充実

主に放課後の時間帯における小学校低学年向けの運動・工作等。

ウ 移動児童館事業の充実

児童センターから離れた地域の子どもに児童センターの遊びを提供するため、プレーカーを活用し、地区センター（公民館）などの公共施設での移動児童館事業の実施。

エ 中高生の利用促進

中高生の利用を促すため、中高生向けの事業を実施。

(2) 児童に対し、ルール・マナーを身につけられるよう支援

児童に社会のルールやマナーの大切さを伝え、誰もが仲良く楽しく遊べるようにしている。

(3) 科学学習の機会を提供

市内で唯一のプラネタリウムを活用するとともに、市民に科学学習の機会を提供。

(4) ボランティア会等と協働し、ボランティアを育成

ボランティア会等の児童の健全育成を推進する団体と協働し、あわせて、ボランティアの育成を図っている。

(5) 子育て家庭を支援

子育て家庭の相談の場・子育て支援の充実を図る。

10 青少年活動センター

(1) 青少年活動センター

設置根拠：社会教育法

①施設概要

青少年活動センターは、加治丘陵の豊かな自然を生かして、青少年が文化・スポーツ活動やキャンプ等の野外活動、そのほか様々な活動を体験することで、青少年の生きる力を育て、自分らしさを見つけるための施設である。

センター本館内で研修や宿泊、キャンプ場で野外活動、体育館でスポーツ活動を行うことができる。埼玉県立入間青年の家の廃止に伴い、施設を入間市が譲り受け、社会教育施設として平成16年4月17日にリニューアルオープンした。

なお、敷地内に野生のむささびが生息していることから、センターのマスコットキャラクターをむささびの「ちゃむ（茶夢）」とし、施設の愛称を「ちゃむセン」としている。

敷地面積は、38,093.06㎡

②所在地

入間市大字小谷田1681番地1

③利用対象

- ・青少年又は青少年活動指導者の団体
- ・青少年の健全育成を目的とする団体

※いずれも入間市・所沢市・飯能市・狭山市・日高市内に在住もしくは活動拠点があること

④開館時間

- ・午前9時～午後10時 ※日帰りでの使用

⑤休館日

- ・年末年始（12月29日～1月3日）

⑥事業概要

ア 青少年の体験事業の充実

市民との協働等による青少年の発達段階に応じた体験機会の提供

- ・青少年を対象にした自然、社会、文化、スポーツ等の体験事業の実施
- ・青少年活動センター運営協力会との協働による体験事業の実施
- ・未就学児と保護者を対象とした自然体験事業の実施

イ 青少年の居場所づくりの充実

青少年の自己肯定感や社会性を育む居場所づくりの推進

- ・施設開放の促進
- ・食を通じた居場所事業「むささび食堂」などの実施
- ・NPO法人等との協働による環境整備

ウ 青少年活動団体・個人の育成及び協働の推進

青少年活動団体の支援と協働事業の実施や人材育成事業の充実

- ・青少年団体への活動支援（助言、コーディネート等）
- ・新たな青少年スタッフ発掘のための施設ボランティアの募集と活用

エ 青少年を対象にしたスタッフ及びリーダー養成

イベント等の企画運営を通した青少年スタッフの養成

- ・ 青少年を対象とした青少年活動センターフェスティバル企画運営体験の実施

オ 環境改善・施設整備の充実

施設の安全な維持管理の徹底と安定的・魅力的な施設の利用環境の提供

- ・ 青少年活動センター運営協力会との協働による施設整備
- ・ 市民ボランティアによる施設整備
- ・ 修繕事業の計画的な実施と緊急修繕への対応

カ 施設利用の促進

施設の魅力と能力を生かし、多くの市民に利用される運営に取り組む

- ・ 登録団体の利用に留まらず、家族や個人の利用促進に向けた施設開放の実施
- ・ 施設の魅力や事業情報を発信し、施設利用を促進させる広報事業の充実



いるティエンナーレ 2024 応募作品から